

給与支払報告書の作成について

8 紿与支払報告書（個人別明細書）

※ 種 別										※ 整 理 番 号				
※区分 支払を受け る者 所		(受給者番号) (個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 (役職名) (フリガナ) クシマ タロウ 氏名 串間 太郎												
種 別 ②		支 払 金 額 ○ 内		給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額 円 内			源泉 徴 収 税 額 円 内			
(源泉)控除対象配偶者の有無等 C 有 c 有 従有		配偶者(特別) 控除の額 老人 人 円 ○ 内		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。) 特 定 老 老 人 人 従人 内 ○ 内				16歳未満 扶養親族 の数 人 人 従人 内 ○ 内			障害者の数 (本人を除く。) 特 别 別 人 内 ○ 内		非居住者 の数 人 人 内 ○ 内	
特定扶養親族特別控除の額 円 ○ 内		社会保険料等の金額 円 ○ 内		生命保険料の控除額 円 ○ 内				地震保険料の控除額 円 ○ 内			住宅借入金等特別控除の額 円 ○ 内			
(摘要)														
生命保険料 の金額 の内訳		新生命 保険料 の金額 円 ○ 内		旧生命 保険料 の金額 円 ○ 内		介護医療 保険料 の金額 円 ○ 内		新加入半金 保険料 の金額 円 ○ 内		旧加入半金 保険料 の金額 円 ○ 内		円 ○ 内		
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳		住宅借入金等 特別控除 適用数 円 ○ 内		居住開始年月 日 (1回目) 年 月 日		年 月 日		住宅借入金等 特別控除区分 (1回目) 年 月 日		住宅借入金等 特別控除区分 (2回目) 年 月 日		住宅借入金等 年末残高 (1回目) 円 ○ 内		
(原免・特別 控除対象 配偶者)		(フリガナ) クシマ アイコ 氏名 串間 愛子 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		区分		配偶者の 合計所得 円 ○ 内		国民年金保険 料等の金額 円 ○ 内		旧長期損害 保険料の金額 円 ○ 内		円 ○ 内		
控除対象 扶養親族		(フリガナ) クシマ イチロウ 氏名 串間 一郎 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 4 3 2 1 0		区分		1 6 歳未満 の扶養 親族 1 1 2 3 4		個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 氏名 串間 花子		区分		6人目以降の控除対象 扶養親族の個人番号 5 5人目以降の16歳未満 の扶養親族の個人番号 5		
未 成 年 者 外 國 人		死 亡 退 職 業 乙 丙 本人が障害者 別 種 の他 欄 寡 婦 寡 婦 ひとり 親 勤 労 學 生		中途就・退職 就職 退職 年 月 日		受給者生年月日 元号 昭和 年 月 日								
支 払 者		個人番号又は 法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3												
住 所 (居所) 又は所在 地		串間市大字西方○○○○番地												
氏名又は名称		株式会社 南那珂産業 (電話) ○○○○-○○-○○○○												
(摘要) に前職分の加算額、支払者等を記入してください。														

①住所

令和8年1月1日現在の住所または居所（アパート等については部屋番号まで）を記入してください（原則的に住民登録をしているところの住所を記入しますが、住民登録がなくても、その場所が生活の本拠地であると認められる場合には、居所を記入します。）。
※住民票の住所と異なる場合には、住民票の住所を下段にカッコ書きしてください。

②種別

「給料」「賞与」「専従者給与（専給）」などのように給与等の種別を記入してください。

③（源泉）控除対象配偶者・控除対象扶養親族の数等

- 『(源泉)控除対象配偶者の有無等』は、次のように記入してください。

主たる給与等において、年末調整を受け、控除対象配偶者を有するとき。

年末調整を受けず、源泉控除対象配偶者を有するとき。

有…「有」欄に○(老人の場合は、「老人」欄に毛○)
従う子給与簿において、源泉封免配個人者を有するとき

従たる和寺において、源家対象配備者を有すること。
有…「従有」欄に○（老人の場合は、「老人」欄に○）

「促進」欄に○(老人の場合は無…特に記入する必要はありません)

※（源泉）控除対象配偶者が有の場合、

- 配偶者（特別）控除の額
年末調整したものののみ記入してください。
- 『控除対象扶養親族の数』『16歳未満扶養親族の数』『障害者の数』は、太枠内に該当人数を記入してください。

老人扶養のうち、本人又は本人の配偶者の直系親族で同居者がいる場合は、左に内数を記入してください。

特別障害のうち、同居者がいる場合は、左に内数を記入してください。

●『非居住者である親族の数』は、日本国内に居住していない扶養親族がいる場合に該当人數を記入してください。

- 「特親」は、主たる給与等において年末調整を行っている場合で、特定親族がいる場合には左の欄に主たる給与の支払者が自己が支払う給与から控除した特定親族の人数を記入してください。
- 「特定親族特別控除の額」は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記載してください。

④、⑤（源泉・特別）控除対象配偶者欄・控除対象扶養親族欄・16歳未満の扶養親族欄
控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

対象者が国外居住者の場合は『区分』に〇を記入してください。
また、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5名以上いる場合は、⑤へ5人目以降の個人番号を記入してください。その際、⑨「摘要欄」に記入する氏名と対応関係がわかるようにしてください。

特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の額に応じて、区分の欄に該当する数字を記載してください。

「、四方の隅に設置する事で、危険を防ぐ事が出来ます。」

⑥社会保険料等の金額欄

小規模企業共済等掛金に係る控除額を含んでいる場合は、これを上段にカッコ書きしてください。

※本人とその扶養親族の個人番号(マイナンバー)は必ず記入してください。

⑦、⑧生命保険・地震保険料の控除額欄

新旧の各保険料（生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料）、国民年金保険料等、旧長期損害保険料の支払額を⑦に記入してください。

⑧は計算後の生命保険料控除額を記入してください。

⑨（摘要）欄 次の事項を記入してください。

1.扶養親族（5人目以降）

控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記入してください。

この場合、氏名の前には番号を付けて⑤「5人目以降の控除対象扶養親族（16歳未満の扶養親族）の個人番号」欄に記入する個人番号との対応関係が分かるようにしてください。

また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に「（年少）」、国外居住者である場合には、氏名の後に「（非居住者）」と記入してください。

特定親族である場合には、氏名の後に「特定親族特別控除の額の区分」の表の記載に対応する数字を記載してください。

2.障害者である同一生計配偶者

同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください（例「氏名（同配）」）。

3.前職分給与

中途就職者で、前職分を含めて年末調整を行った場合は、「前職分の給与支払者の名称」、「退職年月日」、「給与支払額」、「控除社会保険料」、「源泉徴収税額」等を記入してください。

4.租税条約

租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇租税条約〇〇条該当」を記入してください。

5.その他

●市県民税を特別徴収にて納付できない従業員については、必ず「切替理由書」をお書きください。

⑩、⑪住宅借入金等特別控除の額欄

⑩については、年末調整において所得税から控除した住宅借入金等の特別控除額を記入してください。

⑪については、次の事項を記入してください。

1.居住開始年月日（1回目、2回目）

住宅借入金等特別控除を適用した場合は、その適用を受けた家屋を居住の用に供した年月日を記入してください。

2.住宅借入金等特別控除可能額

所得税から住宅借入金等特別控除を差し引くと、控除額が余る場合は「住宅借入金等特別控除可能額」にもともとの控除額（控除の全額）を記入してください。

3.住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）

適用を受けている控除の区分（住・住(特家)・認・認(特家)・増・震・震(特家)）を記入してください。

※上記区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が

- ・「特定取得」に該当する場合には「（特）」
- ・「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含む）には「（特特）」
- ・「特例特別特例」に該当する場合は「（特特特）」と併記してください。

4.住宅借入金等年末残高（1回目、2回目）

適用を受けている住宅の借入金等の年末残高を記入してください。

5.住宅借入金等特別控除（3回目以降）

年末調整の際に3回以上の住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、⑨摘要欄に3回目以降の住宅の取得等について、その住宅の取得等ごとに「居住開始年月日」「住宅借入金等特別控除区分」「住宅借入金等年末残高」を記入してください。

⑫本人該当欄

本人が該当する項目に、○印を記入してください。

⑬中途就・退職欄

就職又は退職された方の場合は、必ず記入してください。

これより、その年のすべての所得であるかどうかの判断の基準とします。

また、中途就職者で前職を含めて年末調整を行った場合は、『摘要』欄に就職前の状況を記入してください（⑨参照）。なお、同年中に就職・退職の両方があった場合は二段書きしてください。

⑭支払者の個人番号又は法人番号

支払いをする方の個人番号又は法人番号を記載します。

個人番号を記載する場合は、左端を空欄にし、右詰で記載します。

給与支払報告書の作成については、下記事項にご留意ください。

- 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に給与の支払いがあった方については、金額や雇用形態に関わらず、必ず給与支払報告書を提出してください。
- 源泉徴収税額は復興所得税を含んでの計算になっているか、再度ご確認ください。
- 住所・氏名（フリガナ含む）・生年月日・個人番号により、個人の特定をします。課税の誤りを防ぐためにも、これらの項目は正確に、漏れなく記入してください。
- 詳細につきましては、国税庁のホームページ等をご覧ください。

「給与支払報告書」ができましたら、源泉徴収票は本人に、「給与支払報告書(個人別明細書)市町村提出用」は「給与支払報告書（総括表）」と一緒に、ご本人の居住する市町村の税務課にまとめて送付してください。

※普通徴収の対象者がいる場合には「個人住民税の普通徴収への切替理由書」を併せてご提出ください。

提出期限：令和8年2月2日（月）

【送付先】 〒888-8555 串間市大字西方5550番地
串間市役所 税務課 市民税係 宛 ☎0987-72-1112

提出期限を過ぎた場合、当初課税に間に合わず、特別徴収・普通徴収の開始期が遅れたり、従業員の方の所得証明・課税証明等の発行ができない場合があります。必ず期限内に提出してください。